

事前点検シート

計画主体名	栄村		
計画期間 実施期間	平成20年度～平成23年度 平成20年度～平成23年度	総事業費（交付金）	10,400千円（5,720千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」を目標としており、農業用排水施設の整備保全により、生産条件が整備され機能が確保された農地面積を増加させることとなり、農家の定住を促進することが可能となる。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	活性化計画は、「栄村総合振興計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、「栄村水田農業ビジョン」等に基づき、計画を作成している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	関係受益者及び地域住民に事業概要を説明し、意見要望を計画に反映し、計画を作成している。
事業の推進体制は整備されているか	<input type="radio"/>	受益者及び関係自治会の要望に沿って事業計画を作成しており、村、自治会の推進体制が整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	農業用排水施設の整備保全は、目標及び事業活用活性化計画目標とした定住の促進を図るための事業であり、条件整備され機能が確保された農地面積を増加させる計画である。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間：H20～H23（4年） → 基本方針：原則3～5年 実施期間：H20～H23（4年） → 実施要綱：原則3年以内
交付金要望額は交付限度額の範囲内か	<input type="radio"/>	5,720千円（10,400千円の5.5/10） → 実施要綱別表の交付額算定交付率 5.5/10以内

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に改良を予定している未実施の事業である、
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	(該当なし)
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」（平成18年3月31日付け17農振第2049号）標準耐用年数より コンクリート二次製品：標準耐用年数 20～40年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	事業内容により効果要因に該当するものを「土地改良事業における経済効果の測定方法についての一部改正について」により算定している。 ・作物生産向上効果（用水改良により、用水不足に起因する被害を防止することができ、作物の増収につながる） ・営農経費節減効果（事業があることによる新たな経費が発生する。） ・維持管理費節減効果（事業があることによる新たな経費が発生する。）
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となることが見込まれるか(アンケートによる場合は賛成が過半を占めているか)	○	「土地改良事業における経済効果の測定方法についての一部改正について」による算定結果 投資効率：1.08
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農業用排水施設を整備することにより、活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農業の振興に寄与すると認められる。(実施要綱) 受益面積：11.6ha → 受益面積の合計が5ha以上(実施要領) 事業実施主体：栄村 → 実施主体は市町村等(実施要領)
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	対象施設は、栄村が管理する公共的施設であり、目的外使用のおそれはない。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	(該当なし)
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	(該当なし)
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	(該当なし)
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	(該当なし)
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	調査設計を実施し、計画に即した必要な事業費の積み上げを行っており、事業費は妥当である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生材を使用するなど、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	(該当なし)
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	(該当なし)
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農業用排水施設の更新整備であり、既存の位置での施工としている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	農業用排水施設の整備は、現況水路敷地内での施工であり、用地は確保されている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	村の負担については、条例により負担割合が決定している。また、栄村総合振興計画に位置づけられている事業であり、適正な資金調達計画が策定されている。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		従来通り、受益者及び地元自治会により維持管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	(該当なし)
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	(該当なし)
地域産物等を供給する施設の場合は、地場産品の生産・供給体制の確立について検討を加えているか	-	(該当なし)

注1：項目について該当がない場合は、チェック欄に「-」を記入すること。

注2：事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についても、併せて公表するものとする。